

第3次大分県環境教育等行動計画

目 次

第1章 第3次大分県環境教育等行動計画の策定にあたって

1 計画策定の背景	1
(1) 大分県のこれまでの動き	
(2) 世界の動き	
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3

第2章 計画の目指す方向

1 計画の目標	4
2 計画の基本的な考え方	4
(1) 環境教育等促進法の尊重	
(2) ESDを取り入れた環境教育の推進	
(3) 多様な担い手との連携	
(4) 歴史・文化の理解	
(5) 地域の中で、環境を感じ、環境を守り、未来を創造する力を育む	
3 計画の構成	6

第3章 施策の展開

I 環境保全のための力を育む教育の推進

1 推進基盤の整備	7
(1) 指導者の育成	
(2) 人材の活用	
2 体験・活動・行動の機会の創出	8
(1) 学校等における環境教育等の充実	
(2) 家庭・地域社会における環境教育等の充実	
(3) 事業所が行う環境教育等への支援	
3 協働取組の推進	10
(1) 県民、事業者等との協働	
(2) NPOとの協働	
(3) 県の率先行動の推進	
4 持続可能な地域づくりに向けた県民理解の醸成	11
(1) 教材・学習プログラム等の整備と活用	
(2) 各種メディア等を活用した情報の提供	

II 未来を創る力を育む教育の推進

- 1 持続可能な社会づくりに向けた理解の醸成 …………… 1 2
 - (1) 各種メディアを活用した環境情報の提供
 - (2) 環境学習リーダーによる環境情報の提供
 - (3) 持続可能なまちづくり学習会の開催

- 2 ESDを踏まえた環境教育の推進 …………… 1 3
 - (1) リーダーの育成
 - (2) 地域における推進体制の整備
 - (3) 体験・活動の場づくり
 - (4) 次世代の育成

第4章 計画推進のために

- 1 各主体の役割 …………… 1 5
 - (1) 家庭の役割
 - (2) 学校の役割
 - (3) 地域社会の役割
 - (4) 事業者の役割
 - (5) 県、市町村の役割

第5章 行動計画の推進・進行管理

- 1 推進体制 …………… 1 8

- 2 進行管理 …………… 1 8
 - (1) 進捗状況の点検及び公表
 - (2) 行動計画の見直し

第1章 第3次大分県環境教育等行動計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 大分県のこれまでの動き

大分県における環境教育は、平成2年に市町村が実施する環境講座へのアドバイザー派遣にはじまります。1990年代に産業型公害にかわり都市・生活型公害がクローズアップされたことや当時盛んだった地域づくり活動に連動して環境活動が取り込まれるなど環境への関心が高まる中、平成12年3月に学校教育や社会教育と連携した環境教育・学習を推進するため「大分県環境教育・学習方針」を策定し、こどもエコクラブ、エコ幼稚園・エコ保育園の指定、環境学習ガイドブックを発行するなど環境教育の普及啓発を行いました。

平成15年に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（以下、「環境教育推進法」という。）が制定されると、平成18年1月に「大分県新環境教育・学習基本方針」を策定し、体験活動に重点を置いたエコキッズ育成事業や気軽に環境教育に取り組めるおおいた環境学習サイト（きらりんネット）を開設するなど環境教育の充実を図りました。

「持続可能な開発のための教育」（E S D）が国際的に展開される中、平成23年に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下、「環境教育等促進法」という。）が制定されると、平成26年3月にE S Dを取り入れた環境教育や民間団体等との協働・学校教育における環境教育の充実を内容とする大分県環境教育等行動計画を策定し、さらに平成28年には、「おおいたうつくし作戦」を牽引力に、実践力の向上を目的とする第2次大分県環境教育等行動計画（平成28年度～平成31年度）を策定しました。

おおいたうつくし作戦

平成15年から取り組んできた県民参加型の「ごみゼロおおいた作戦」の成果を生かし、環境保全活動を通じて地域を元気にする、平成28年にスタートした地域活性化型の環境保全運動です。

それまでのごみゼロおおいた作戦がごみ拾いに限定された印象があることやごみゼロおおいた推進隊の構成員の高齢化や人材確保が困難となったことから、県長期総合計画の策定を機に、地域活性化と連動した運動を推進することとしました。

(2) 世界の動き

深刻化する温暖化、地球の物理的限界を超えた環境負荷は、地球環境を危機的状況にし、今の生活を続けることも困難になりつつあります。

果して、地球はこの危機的状況から脱することができるか、社会は持続可能性を維持することができるか。世界は2つの目標を示しました。

○パリ協定の発効（二酸化炭素の排出量削減）

温暖化の主な要因は温室効果ガスの増加です。なかでも二酸化炭素は温暖化に及ぼす影響が最も大きな温室効果ガスといわれています。

人間の活動から排出された二酸化炭素の2分の1は草木や海水に吸収され、残りの2分の1は大気中にとどまると言われています。大気中の二酸化炭素が消えるには100年かかると言われ、既に蓄積された二酸化炭素と排出され続ける二酸化炭素によって温度は上がり続けることとなります。温度の上昇を止めるには二酸化炭素の排出をゼロにする必要があります。パリ協定は、2015年12月にパリで開催された「第21回気候変動枠組条約締約国会議」で採択され、2016年に発効した国際協定です。「産業革命(1850～1900年)前からの気温上昇を2℃とすること。1.5℃に抑える努力を追求すること」が世界共通の目標となりました。気温上昇を1.5℃に止めるには、二酸化炭素の排出を2030年には2010年比で45%削減し、2050年ごろには実質ゼロにしなければなりません。

○持続可能な社会づくりとSDGsの実現

「持続可能な開発」は深刻化する地球環境問題を背景に、環境保全を考慮した節度ある開発を行えば、環境保全と開発は両立するという考え方です。「持続可能な発展」は世界に受け入れられ、温暖化の原因である温室効果ガスの削減に向けた取り組みが始まりました。しかし、温室効果ガスは減ることなく、生態系にも影響が出るほど増え続け、温暖化を止めるには至っていません。環境より経済を優先したい発展途上国は、二酸化炭素の排出量削減に消極的であったことや先進国もまた二酸化炭素を減らすことができなかったためです。このため、国際社会はリオ・サミット(1992年)で定められた「アジェンダ21」(開発と環境保護を両立させるための行動計画)の再評価を行うなど、持続可能性についての再検討を行いました。その結論が環境の保全と経済・社会の発展を総合的に推進する「持続可能な社会づくり」という考え方です。

この考えの下に、2000年に開催された国連ミレニアムサミットでは、貧困や飢餓の撲滅など主に発展途上国の問題を解決するための「ミレニアム開発目標(MDGs)」が、2015年に開催された国連持続可能な開発サミットでは、17のゴールと169のターゲットからなる「持続可能な開発目標(SDGs)」が定められました。17の目標は、貧困や飢餓の撲滅、すべての人に健康と福祉を、質の高い教育などの項目と、気候変動対策や陸や海の豊かさを守る項目からなり、日本を含む国連加盟196か国には、2016年から2030年の15年間で、これらの目標を達成することが求められています。

2 計画の位置づけ

この計画は、環境教育等促進法第8条に基づく行動計画です。

また、「第3次大分県環境基本計画」の環境教育等に関する個別計画です。

さらに、この計画は、市町村、NPO、企業等が行う環境教育活動を行う際の指針となるものです。

3 計画の期間

計画の期間は、本計画の上位計画である「第3次大分県環境基本計画」との整合を図り、令和2年度から6年度までの5年間とします。

第2章 計画の目指す方向

1 計画の目標

水や大気をつながる地球環境には、国・県・地域の境はありません。川を流れる一滴の水が、海洋の流れとなるように、身近な環境は地域の環境につながり、地域の環境は地球全体の環境へとつながっています。環境問題を考えるとき、自分の地域だけを見るのではなく、世界から地域への視点を持つことが大切です。

最近の大分県の環境の状況を見ると、開発による自然の減少や外来生物による生態系のかく乱、プラスチックごみ処分の停滞、自然災害による環境の悪化などの問題があります。また、地域に目を向けると人口減少・高齢化の進行や山間地域の集落維持機能の低下から、里山・森林の荒廃が進むなど地域環境の維持が困難になりつつあります。

一方、世界に目を向けると、温暖化の防止(二酸化炭素排出量削減)という地球環境の存続に関わる課題や地球と人類の未来に関わる持続可能な社会づくりという課題があります。

これらの課題を解決するには、わたしたち一人ひとりが環境に関心を持ち、自分や社会が環境とどう関わっているかについての理解を深め、環境に配慮した行動することが必要です。

そこで、本県が環境学習により目指す目標を次のとおりとします。

地域と地球環境の未来づくりに意欲と能力、行動力を持つ人材の育成

また、一人ひとりの力は小さいけれど、多くの人々と協力することで、地域を守り、温暖化を止め、社会を発展させるための大きな力になることが期待されます。より多くの方が持続可能な社会づくりについて理解を深め、その実現のために参加することができるよう『地域から世界へ、世界から地域へ、持続可能な未来(地域)をつくる人づくり』を計画のテーマとします。

2 計画の基本的な考え方

(1) 環境教育等促進法の尊重

環境教育等促進法は平成23年に改正され、持続可能な発展のための教育(E S D)を取り入れ、学校教育における環境教育の充実、環境教育等の基盤強化、体験の機会の場の認定などを推進することを規定しています。この計画においてもこうした施策を積極的に活用して、地域・学校・家庭・事業所等のあらゆる場において環境教育を進めます。

(2) E S Dを取り入れた環境教育の推進

E S Dでは環境的視点だけでなく、経済的視点や社会・文化的視点からも問題を考えるといった広い視野から教育を行う必要があります。E S Dに関する正しい知識の普及に努め、E S Dを取り入れた環境教育を推進します。

(3) 多様な担い手との連携

持続可能な社会づくりに向けて、地域・NPO・企業・大学などの活動が活発化してきました。こうした社会の担い手との連携・協働の場づくりを積極的に進めます。

(4) 歴史・文化の理解

自然は、歴史や文化の基礎となるものです。今、歴史や文化に触れることができるのは自然や人の暮らしが持続可能であったからです。地域を理解するうえで、また持続可能な社会づくりを進めるうえで重要なヒントとなる歴史・文化の理解を深めます。

(5) 地域の中で、環境を感じ、環境を守り、未来を創造する力を育む

環境教育等促進法では、環境教育が育むべき能力として、「環境保全のための力」と「未来を創る力」をあげ、知識や能力の取得だけではなく実践力の獲得を環境教育に求めています。環境教育を受講する皆さんがこの実践力を獲得できるよう地域の環境問題に気づく力、世界の問題と地域の課題を結びつけて考える力を育み、地域でどう行動すればよいか自ら考え答えを導き出せるよう理解の段階に応じたきめ細かな環境教育を進めます。特に、環境問題に関心を持つには、環境に対する感受性を育てることが大切です。地域での自然体験、社会体験、生活体験の取り組みを進めます。

環境保全のための力、未来を創る力とは

環境教育等促進法に基づき、国が定めた基本方針では環境教育によって育成することを旨とする人間像に求められる能力として、大きく「環境保全のための力」と「未来を創る力」を示しています。

「環境保全のための力」の主な例

- ・地球規模及び身近な環境の変化に気付く力
- ・資源の有限性や自然環境の不可逆性（元に戻れないこと）を理解する力
- ・環境配慮行動をするための知識や技能
- ・環境保全のために行動する力

「未来を創る力」の主な例

- ・社会経済の動向や仕組みを横断的・包括的に見る力
（環境と社会がどうつながっているか）
- ・課題を発見・解決する力
- ・客観的・論理的思考力（自分だけでなく他の人だったらどう考えるか、なぜそう考えたのか理由がはっきりしている考え方）と判断力・選択力
- ・多様な視点から考察し、多様性を受容する力
- ・他者に働きかけ、共通理解を求め、協力して行動する力等

（環境省 HP：ECO 学習ライブラリー「環境教育等促進法の基本方針と、ESD について知ろう！」から抜粋）

3 計画の構成

地域や世界の環境課題の解決に向けて行動するためには「環境保全のための力」と「未来を創る力」の2つの力が必要です。

行動計画はこれら2つの力を育む教育を大きな柱に、それぞれ取組の方向を示し、施策を展開します。

地域と地球環境の未来づくりに意欲と能力、行動力を持つ人材の育成	I	環境保全のための力を育む教育の推進	
		1	推進基盤の整備
		2	体験・活動・行動の機会の創出
		3	協働取組の推進
	II	未来を創る力を育む教育の推進	
		4	持続可能な地域づくりに向けた県民理解の醸成
		1	持続可能な社会づくりに向けた理解の醸成
		2	E S Dを取り入れた環境教育の推進

第3章 施策の展開

I 環境保全のための力を育む教育の推進

1 推進基盤の整備

- 環境保全等に関する専門的な知識や豊富な経験を持った指導者の育成と確保に努めるとともに、その人材を最大限活用して環境教育を推進します。

(1) 指導者の育成

① 学校等における指導者の育成

- ・ 各種研修等により教職員の環境に関する知識や理解を深めるとともに、短期・長期を問わず環境問題に対して高い見識と問題意識を持つ教職員の育成に取り組みます。
- ・ 幼児向け環境ワークショップ研修を通じて、幼稚園等の教職員の指導力の向上を図ります。

② 地域社会における指導者の育成

- ・ 地域社会における指導者を育成する各種講座、研修会を開設し、環境保全に関する専門的な知見や実践経験を有し、環境教育を推進する人材の育成と確保に努めます。
- ・ 環境教育アドバイザーを対象に、環境に関する最新情報の提供や環境教育アドバイザー相互の情報交換や事例検討などの研修会を行い、指導者のレベルアップを支援します。
- ・ 水環境保全等の地域における環境活動のリーダーとなる人材の育成に取り組みます。

(2) 人材の活用

① 学校や地域社会等における指導者の活用

- ・ 環境教育アドバイザーや森の先生等を学校や公民館、事業所などに派遣し、様々な主体が実施する環境教育を支援します。
- ・ 環境保全活動を行っているNPO等との協働のもと、地域社会における環境学習会及び環境保全活動等を推進します。
- ・ 環境教育アドバイザーの専門知識や豊富な経験等を活用し、地域や学校、NPO等の各主体と連携を図りながら、あらゆる世代や場における環境教育を推進します。
- ・ 環境教育アドバイザーを補佐し、環境教育プログラムを支援するサポーター制度を拡充し、野外での体験活動などの充実を図ります。

- ・地球温暖化防止活動推進員、環境カウンセラー等を地域の人材として、学校・地域における体験活動や学習会等での活用を推進します。
- ・子どもたちが、楽しみながら環境問題について興味を持ち、理解を深めることができるように幼児向け環境劇、幼児向け環境ワークショップなどの環境教育に取り組みます。
- ・各教科、特別活動、総合的な探求の時間など学校の教育活動全体を通じた環境教育のさらなる推進に取り組みます。
- ・家庭・学校・地域が連携して、地域課題（環境問題など）の解決や子どもの育成に取り組む、地域学校協働活動を推進します。

○ 環境教育アドバイザー派遣事業

県民を対象とし、地域や学校企業等で開催される、環境をテーマとした研修会や体験活動に、環境教育アドバイザーを講師として派遣する。地球温暖化について学ぶ研修会や生物観察会、廃油を使ったキャンドルづくりなどを実施。

○ 森の先生派遣事業

地域の子ども会や保育園、幼稚園、学校等で開催される体験学習に、森の先生を講師として派遣する。自然観察会やネイチャーゲームを通し、身近な森林や自然に触れ親しむことで、次代の森林づくりを担う子ども達の森林環境教育を推進する。

2 体験・活動・行動の機会の創出

- 子どもから大人までのあらゆる世代や家庭、学校、地域など様々な場における環境教育に取り組みます。
- 自然体験活動等の実体験を伴う環境教育活動等への参加の場や機会づくりに努めます。

(1) 学校等における環境教育等の充実

- ・幼児向け環境教育事業として、幼児向け環境ワークショップ研修を実施し、子どもが楽しみながら自然体験等で学ぶ機会をつくります。
- ・ユネスコエコパークや日本ジオパーク、世界農業遺産など地域の自然や文化等を総合的に活用し、地域と協働した環境教育の推進を図ります。
- ・他部局との連携を図り、学校等で森林環境教育を推進します。
- ・持続可能な開発のための教育（E S D）の推進拠点としてのユネスコスクールの普及を推進します。
- ・環境に配慮した学校等の施設整備を図ります。

(2) 家庭・地域社会における環境教育等の充実

- ・おおいたうつくし推進隊やNPO等が行う家庭や地域社会向けの環境教育活動を支援します。
- ・公民館・図書館等における環境学習の機会の充実を図ります。
- ・自治会や老人クラブの環境学習や環境保全活動を支援します。
- ・青少年の家や県民の森等において、自然体験活動を通じて環境学習の機会の充実を図ります。
- ・「大分県少年の船」運航事業における研修の一つとして環境教育に関するプログラムを取り入れ、環境保全に対する意識の醸成を図ります。
- ・みどりの少年団や子ども会、こどもエコクラブなどの青少年団体等が地域において環境保全活動に取り組める機会の充実を図ります。
- ・NPO等との協働により、子どもを対象に自然体験活動等を行う「こども探検団推進事業」など、体験型の環境教育を推進します。
- ・水に触れ、実体験を通して水環境に親しみを持ってもらうため、水生生物調査等の子ども達への水環境教育に対して、積極的に支援・協働します。
- ・里山、里川、ジオサイト等の地域資源を活用した体験活動等の取組を推進します。
- ・地域の様々な世代が参加する環境保全活動や、身近ないきものの生息調査など地域の環境資源について理解する取組を推進します。
- ・より多くの県民が自然への理解を深めるよう、自然とふれあう機会や環境学習の機会の充実を図ります。
- ・環境カウンセラーや地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化防止活動推進センターを活用した環境教育に取り組み、省エネ行動などを促進します。

(3) 事業所が行う環境教育等への支援

- ・環境教育アドバイザーを派遣し、事業所向けの環境教育・学習を推進します。
- ・事業所においては、環境マネジメントシステム（エコアクション21等）の認証取得を促進するとともに、環境教育を推進するために必要な環境保全に関する情報の提供に努めます。
- ・環境カウンセラーや地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化防止活動推進センターを活用した環境教育に取り組み、省エネ行動などを促進します。
- ・おおいたうつくしキャンペーンへの参加等環境保全活動に取り組んでいる事業所の自発的な活動を支援します。

3 協働取組の推進

- NPO等の多様な主体と連携し、対等な立場で、相互に協力して行う、環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育その他の環境の保全に関する効果的な協働の取組を推進します。

(1) 県民、事業者等との協働

- ・おおいたうつくし作戦の牽引役であるおおいたうつくし推進隊や、地域や事業所などの身近な場所で環境美化活動等を行っているうつくし隊の活動を支援するとともに、積極的な情報発信に努めます。
- ・事業者等が行う環境保全に資する取組を支援するとともに、情報発信に努めます。
- ・事業者等と協働して、環境教育その他環境に優しい行動への啓発等を推進します。
- ・社会とのつながりや多様性を尊重し、他者と協働して身近な環境・社会問題の解決に向かう発想力・行動力を育成する教育を推進します。

(2) NPOとの協働

- ・NPO等と協働して、自然体験活動を取り入れた環境教育に取り組みます。
- ・流域全体で水環境の保全に取り組むなど、多様な主体の協働による取組を推進します。
- ・ボランティア活動に関する情報提供や取組事例の紹介・表彰等を通じてボランティア活動の促進を図ります。

(3) 県の率先行動の推進

- ・県は、環境方針及び目標を達成するための体制・手続き等を定めた大分県環境マネジメントシステムに基づき、職員研修を実施します。
- ・職員の環境に対する意識の向上に努めるとともに、職員が進んで環境保全活動に参加する職場風土の醸成を図ります。
- ・事業の実施にあたり、環境に対する影響に十分配慮するとともに、環境への負荷の少ない製品やごみ発生抑制・リサイクル、省資源・省エネルギーの推進等の環境負荷低減のための具体的な行動や環境教育を市町村と協働し、率先して実行します。

4 持続可能な地域づくりに向けた県民理解の醸成

- 環境教育に関する教材等の整備と活用に努めます。
- 各種メディア等を活用し、効果的な情報提供に努めます。

(1) 教材・学習プログラム等の整備と活用

- ・年齢や環境への関心の程度等に応じた環境学習プログラムの整備を推進します。
- ・おおいた環境学習サイト「きらりんネット」や環境学習用DVDなどの整備を推進します。
- ・環境に関わる学習資料（書籍、DVD、啓発資料等）を学校や環境関連イベント等での環境教育の教材として活用します。

(2) 各種メディア等を活用した情報の提供

- ・大分県における環境教育等を含む環境を守る取組に関し、県・市町村の広報誌やホームページ、マスメディア、環境関連イベント等を通じて、わかりやすく情報提供します。
- ・大分県における環境教育等を含む環境を守る取組に関する相談、問い合わせ等に適切に対応し、必要な情報を提供します。
- ・環境教育活動等の取組を学校の広報誌やHP等を活用して積極的に情報発信します。

Ⅱ 未来を創る力を育む教育の推進

1 持続可能な社会づくりに向けた理解の醸成

(1) 各種メディアを活用した環境情報の提供

- ・環境について、関心・興味を喚起するためには、個々人に応じたわかりやすい、丁寧な情報発信が必要です。誰もが気軽に環境について意識できるよう各種メディア等を活用して、環境情報の提供に努めます。

《具体的な取組の例》

- ・環境映画の上映
地球温暖化や温暖化による動植物への影響、海・山の環境問題など地球環境問題を内容とする環境映画を上映することにより、環境問題への関心や環境保全に対する意識を高め、世界の人々と共感することができます。
- ・エコロジカル・フットプリント（環境指標）を活用した環境の「見える化」
「人間がどれだけ環境に負荷をかけているか」を数値化したエコロジカル・フットプリントを活用することで、環境保全に対する意識付けを図ります。

(2) 環境学習リーダーによる環境情報の提供

- ・環境に関する専門的な知識を有する人材を活用して、地域や学校、企業等に出向き、持続可能な社会づくりに関する情報の提供に努めます。

《具体的な取組の例》

- ・環境教育アドバイザー派遣事業
大分県が登録する環境分野の有識者を地域や学校、企業等が行う環境学習の場に派遣する事業です。（アドバイザー派遣に要する費用は大分県が負担）

(3) 持続可能なまちづくり学習会の開催

- ・持続可能な社会づくりについて理解を深め、地域の将来像を考える学習会を県行政関係者、環境活動団体、環境教育関係者と連携して行います。

2 ESDを取り入れた環境教育の推進

- リーダーの養成、地域における推進体制の整備、地域資源を活用した学習・活動の場づくり、次世代の育成等、ESDを取り入れた環境教育に取り組み、「おおい たうつくし作戦」のさらなる活性化を図ります。

※持続可能な開発のための教育（ESD=Education for Sustainable Development）は、持続可能な発展という考え方のもと、環境保全と開発のあり方が議論される中で登場したものです。社会や経済が健全でなければ、環境問題の解決には至れない。環境問題が解決できなければ、持続可能な社会の実現もありえない。そうした国際理解のもと環境の保全と経済・社会の発展を目指す持続可能な社会づくりが求められています。持続可能な開発のための教育は、そのための取組で、持続可能な社会の実現を目指し行動する人材を育てることを目標としています。



- (1) リーダーの育成
- ・ NPO、事業者、環境教育指導者等を対象に、ESDの実施に必要な専門知識の取得と企画力・指導力・行動力の向上を図る研修を行います。
 - ・ 環境省主催の教職員等環境教育・学習推進リーダー育成研修をはじめ、様々な研修・講座等に環境教育担当教員を派遣し、持続可能な社会の構築を目指して、学校や地域で環境教育・学習を実践・推進するリーダーとなる人材を育成します。
 - ・ 公民館職員研修で持続可能な社会づくりに関する内容を取り入れます。

(2) 地域における推進体制の整備

- ・市町村または地域において、E S D活動を行う行政・N P Oと学校、公民館、事業者等の代表者がお互いに取り組みについて情報交換し、交流する場づくりを推進します。
- ・地域や学校、事業所等に環境教育アドバイザー等を派遣し、E S D活動を支援します。
- ・九州地方E S D活動支援センター、地域E S D活動推進拠点と連携して、地域のE S D活動を支援します。

(3) 体験・活動の場づくり

- ・地域と協働して、身近な里地・里山・里川にある環境・社会・経済・文化の資源を活用した学び体験の場づくりを推進します。
- ・中学・高校・大学等が行う職業教育の中で、E S D活動団体等と協働してインターンシップを行い、若者のE S D活動への参加を促進します。
- ・地域E S D活動推進拠点の登録数を増やします。
地域E S D活動推進拠点は、地域でE S D活動に取り組む団体等を登録するもので、地方E S D活動支援センターのパートナーとして地域でのE S D活動を支援・推進する役割を担います。
- ・体験の機会の場の認定数を増やします。
体験の機会の場は、環境教育等促進法第20条に基づき、民間の事業者等が所有する土地・建物を体験学習の場として提供する場合、都道府県がその場について一定の基準に満たしているものを認定する制度です。

(4) 次世代の育成

- ・高校・大学・青少年団体等と連携して、若者を対象に地球環境問題をテーマにワークショップを開催し、若者のE S D活動への参加を推進します。
- ・環境教育アドバイザーと連携して、高齢者の知恵や手仕事の技術を学ぶ機会を増やします。
- ・おおいたうつくし推進隊、こどもエコクラブへの登録を増やします。
登録は、環境保全活動・環境学習活動に取り組むクラスまたは学校、団体等を単位に行いその活動を支援します。

第4章 計画推進のために

1 各主体の役割

環境教育は、現在及び将来の世代に健全で恵み豊かな環境を継承していくうえで、また、地球を危機的な状況から救うための重要な取組です。

環境問題は、あらゆる人がその立場によって、環境破壊、環境負荷をかける側にも、被害を受ける側にもなり得ます。環境問題を他人事とするのではなく、自分の問題として考えることができるよう、子どもから大人まであらゆる主体が参加する環境教育を進めなければなりません。

また、持続可能な社会づくりを推進するためには各主体がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協働することが必要です。

(1) 家庭の役割

- 家庭内での節電・節水といった省資源・省エネルギーや3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組を通じて、環境保全意識の向上が期待されます。
- 家庭で得た知識や取組を学校、地域社会、職場等で活かすとともに、逆に、学校、地域社会、職場において学んだ取組を家庭生活の中でも反映させるという双方向の学びが期待されます。

(2) 学校の役割

- 各教科、特別活動、総合的な探求の時間などの学習を通じて、自然の大切さや環境保全に関する関心を高め、環境保全のために必要な知識を獲得させるなど発達段階に応じた環境教育を進めることができます。
- 掃除やゴミ拾い、花壇づくり等に取り組むことによって、自然や動植物、環境について日常的に体験する機会を与えることができます。
- ペットボトルや空き缶回収、給食指導等を通じて3Rの体験機会を与えることができます。
- 地域や環境活動団体など校外講師による環境教育を行うことによって、学び・体験・行動が一体となった環境学習を行うことができます。
- 地域の伝統文化や先人の暮らしを学ぶことによって、自然と人との関わりを学ぶことができます。
- PTAをはじめ、保護者が主体的に自然体験や環境保全活動に取り組むことによって、家庭内における環境教育の必要性を意識付けることができます。

- 児童（生徒）会活動の中で、環境保全活動に取り組むことによって、児童（生徒）自らが環境のために考え、行動する機会を与えることができます。
- 地域と連携して環境保全活動に取り組むことにより、学校は地域に学び、地域は学校に協力する相互関係を構築することができます。
- 水生生物調査など地域の自然や環境をテーマにした研究活動を行い、発表することによって地域の環境保全意識を高めることができます。
- 学校敷地内の緑化や植樹を通じて、地域の環境にうるおいとやすらぎを与えることができます。

（３） 地域社会の役割

- 地域の中には、自治会、こども会、老人クラブ、婦人団体等の様々な団体があります。これらの団体が美化活動、清掃活動、リサイクル活動、自然保護など様々な活動を行うことによって世代や地域環境に合った活動を展開することができます。
- NPOには、専門性や行動力を生かして、地域の環境保全活動を牽引することが期待されます。
- 地域の中にある公民館、交流施設を活用して団体間のネットワークづくりをすることで、地域の環境課題について情報共有し、E S D活動を促進することが期待されます。
- 防災の視点での環境教育を行うことにより、住民の防災意識の向上が期待されます。

（４） 事業者の役割

- 自らの事業活動に伴う環境負荷に対して責任を持ち、その低減に取り組むことが求められています。
- 自然との関わりが深い農林漁業者には、自然環境や生物多様性保全への配慮、森林や農地などの多面的機能を保全・活用するなど、持続可能な営みが求められています。
- 工場や事業場敷地内の緑化、自然エネルギーの利用、省エネルギー型の機械設備の導入、低公害車の運行、廃棄物のゼロエミッションなど環境への配慮に積極的に取り組むことが求められています。
- 環境負荷の少ない製品開発、省資源・省エネルギーなど環境に配慮した事業活動が求められています。
- 環境教育等促進法に基づく「体験の機会の場の認定制度」の活用や、環境保全について他の模範となる活動、設備を活用した環境教育プログラムの提供を通じて、環境教育の推進に協力することが期待されます。
- 従業員に対し、環境教育を実施することが求められています。
- 防災の視点で環境教育を行うことにより、周辺地域への被害拡大の防止と災害時のBCP（事業継続計画）の実践に役立てることが出来ます。

(5) 県、市町村の役割

【県】

- 「大分県環境教育等行動計画」に基づき、市町村・家庭・学校・地域・企業・NPO等が行う環境保全、環境教育を支援するとともに、様々な主体と連携し、また、各主体間の連携・協働を促進し地域または広域で環境教育を推進するための基盤づくりを推進します。
- 県民の環境保全、環境学習活動への参加の機会を増やすため、「おおいたうつくし作戦」を推進します。
- E S Dを取り入れた環境教育を推進するため、リーダーの育成、学び・体験の場づくりなど地域の推進基盤づくりを推進します。
- 大学・企業・NPOと連携し、若者のE S D活動への参加を促進します。
- 国のE S D推進組織等と連携して地域のE S D活動を支援します。
- 環境保全活動や環境教育、持続可能な社会づくりに関する情報提供等に努めます。

【市町村】

- 地域の環境課題について住民と情報共有に努めるとともに、地域で活動する環境保全団体等を支援することにより、地域に根ざした環境教育を推進することが求められています。
- 自治会やまちづくり協議会と連携・協働することにより、環境保全、環境教育の参加の機会を増やすことが求められています。
- 公民館や図書館、児童館など地域の施設を活用した講座や学習会を実施することにより、地域住民の環境意識の向上や環境保全活動への参加を促進することが求められています。
- 防災の視点で環境教育を行うことにより、住民の防災意識の向上を図ることが求められています。
- E S Dに関して庁内組織が横断的に連携・協働できる体制を整備することによって地域のE S D活動の連携・協力を支援することが求められています。

第5章 行動計画の推進・進行管理

1 推進体制

知事部局と教育委員会・学校がより緊密に連携・協力し、環境教育等を推進します。また、県内の学識経験者や環境関係の団体、事業者、環境NPO等の役員で構成する「おおいたうつくし作戦県民会議」と連携し、環境教育等を効果的に推進します。

2 進行管理

(1) 進捗状況の点検及び公表

県は、環境教育等の取組の実施状況及び行動指標に関わる目標の達成状況を毎年把握し、点検するとともに環境白書等により公表します。

(2) 行動計画の見直し

取組の進捗状況や社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて見直しを行います。